

公定価格の骨格案について (詳細版)

平成26年4月23日

目 次

・ 幼稚園（教育標準時間認定（1号））	1
・ 保育所（保育認定（2号・3号））	7
・ 認定こども園（教育標準時間認定（1号））	13
・ 認定こども園（保育認定（2号・3号））	19
・ 家庭的保育事業（保育認定（3号））	25
・ 小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））	30
・ 小規模保育事業C型（保育認定（3号））	36
・ 事業所内保育事業（保育認定（3号））	41
・ 居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））	47

幼 稚 園
(教育標準時間認定(1号))

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 (※) ⑤	処遇改善等加算(仮称) ⑥	副園長・ 教頭設置 加算 ⑦	3歳児配 置改善加 算(仮称) ⑧	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し)(仮称) ⑨	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り)(仮称) ⑨		
○/100 地域	○人から ○人まで	1号	4歳以上児	○円 (○円)	○円(○円) × 加算率	○円	○円 × 加算率	注1) ○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率
			3歳児	○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率
	4歳以上児		○円 (○円)	○円(○円) × 加算率	○円	○円 × 加算率	注1) ○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	
	3歳児		○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	

加算部分1（続き）						調整部分		
チーム 保育加配 加算(仮 称) (注2) ⑩	処遇改善 等加算 (仮称) ⑩	通園送迎 加算 ⑪	処遇改善等 加算 (仮称) ⑪	給食実施加算 ⑫	処遇改善等加算 (仮称) ⑫	外部監査費加算 ⑬	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑭	定員を恒常的に超 過する場合 ⑮
○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	○円 × 週当たり 実施日数	○円 × 週当たり 実施日数 × 加算率	○円 ※3月分の単価に加算	(5+6) × ○/100	(5~14) × ○/100
○円	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	○円 × 週当たり 実施日数	○円 × 週当たり 実施日数 × 加算率	○円 ※3月分の単価に加算	(5+6) × ○/100	(5~14) × ○/100

加算部分2	主幹教諭等専任加算 ⑯		子育て支援活動費加算(仮称) ⑰		療育支援加算(仮称) ⑱		冷暖房費加算(仮称) ⑲		学校関係者評価加算 ⑳		除雪費加算 ㉑		降灰除去費加算 ㉒		施設機能強化推進費加算 ㉓		小学校接続加算(仮称) ㉔		栄養管理加算(仮称) ㉕		第三者評価受審加算(仮称) ㉖	
		基本額	処遇改善等加算(仮称)	基本額	処遇改善等加算(仮称)	A	基本額	処遇改善等加算(仮称)	1級地	4級地	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円	○円	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数					

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として加算)

(※) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)を含む。

(各項目の説明：幼稚園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒参考資料3 P 2 4 参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定（⇒参考資料3 P 3 6 参照）

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

⑤基本分単価・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP 6 参照）

※ 質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）を含む

⑥処遇改善等加算（仮称）^(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒参考資料3 P 5 1 参照）

⑦副園長・教頭設置加算^(*1)・・・副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費（教諭との差額）を加算（⇒参考資料3 P 4 5 参照）

⑧3歳児配置改善加算（仮称）^{(注) (*1)}・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 4 参照）

⑨・⑨' 満3歳児対応教諭配置加算（仮称）^(*1)・・・満3歳児を担当する教諭等を配置する（6：1）場合に必要の人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 4 参照）

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑧「3歳児配置改善加算（仮称）」を適用する場合は、⑨ではなく⑨'を適用する。

⑩チーム保育加配加算（仮称）^(*1)・・・チーム保育を担当する教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 5 参照）

※ チーム保育を行う教諭等が1人の場合の加算額（3人を上限として加算）

⑪通園送迎加算^(*1)・・・通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等（業務委託費を含む）を加算（⇒参考資料3 P 1 1 4 参照）

※ 定員規模に応じた加算額を設定

- ⑫給食実施加算^(*1) . . . 給食を実施する施設に、調理員の人件費等（業務委託費を含む）を加算（⇒参考資料3 P 5 9 参照）
 ※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定
- ⑬外部監査費加算 . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
 （⇒参考資料3 P 6 9 参照）
 ※ 定員規模に応じた加算額を設定
- ⑭年齢別配置基準を下回る場合 . . . 年齢別の教員配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定率で調整
 （⇒参考資料3 P 7 6 参照）
- ⑮定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)（⇒参考資料3 P 7 6 参照）
 ※ 例えば、入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整（具体的な調整方法は今後整理）
- ⑯主幹教諭等専任加算^(*1) . . . 事業の取組状況^(*2)に応じて主幹教諭等を保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替教員を加算（⇒参考資料3 P 4 5、8 1 参照）
- ⑰子育て支援活動費加算（仮称）^(*1) . . . 事業の取組状況^(*2)に応じて専任化した主幹教諭等が保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に取り組む場合に、当該活動に要する経費を加算
 （⇒参考資料3 P 8 1 参照）
- ⑱療育支援加算（仮称）^(*1) . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹教諭等を補助する者に要する経費を加算（⇒参考資料3 P 6 1 参照）
- ⑲冷暖房費加算（仮称） . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
 （⇒参考資料3 P 7 4 参照）
 ※ 地域の区分（5区分）
 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 その他地域：1級地から4級地以外の地域
- ⑳学校関係者評価加算 . . . 学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
 （⇒参考資料3 P 6 8 参照）
- ㉑除雪費加算 . . . 豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
 （⇒参考資料3 P 7 4 参照）
- ㉒降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
 （⇒参考資料3 P 7 4 参照）

- ㉓施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(＊2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 7 3 参照)
- ㉔小学校接続加算(仮称) . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 6 5 参照)
- ㉕栄養管理加算(仮称) . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 4 5 参照)
- ㉖第三者評価受審加算(仮称) . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3 P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(＊1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(＊2) 一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

(基本分単価の内訳：幼稚園（教育標準時間認定（1号））

区 分		内 容
事務費	人件費 (注)	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

- ・園 長 1人
- ・教 諭

(配置基準)

3 歳 児 20 : 1 *質の改善事項における配置基準の改善(15 : 1)については、実施している場合の加算として実施
4 歳以上児 30 : 1

- ・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭（学級編制調整教諭）を1人加配（利用定員36人以上300人以下の施設）。
- ・また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）

- ・事務職員 1人 *このほか、非常勤事務職員を1人加配（利用定員91人以上）
*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

保 育 所
(保育認定(2号・3号))

【保育所（保育認定（2号・3号））】

赤字：質改善事項

基本部分						加算部分1（続く）						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分（5）		処遇改善等加算（仮称）		所長設置加算 ⑧	3歳児配置改善加算（仮称）		処遇改善等加算（仮称） ⑨	
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥	保育短時間認定 基本分単価 ⑥	保育標準時間認定 ⑦ (注)	保育短時間認定 ⑦ (注)		注X(〇円) 〇円	(〇円×加算率) 〇円×加算率		
〇/100 地域	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 +	〇円 × 加算率	注X(〇円) 〇円	(〇円 × 加算率) 〇円 × 加算率	
			3歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率					
		1、2歳児 乳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率						
	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率		〇円 +	〇円 × 加算率	注X(〇円) 〇円	(〇円 × 加算率) 〇円 × 加算率
			3歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率					
		1、2歳児 乳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円 (〇円) × 加算率						

加算部分1（続き）				調整部分			
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算（仮称）	夜間保育加算 ⑪	減価償却費加算（仮称） ⑫	賃借料加算（仮称） ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円 〇人～〇人 〇円 ：	休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円×加算率 〇人～〇人 〇円×加算率	各月初日の利用子ども数	〇円 (〇円) 〇円 〇円 (〇円) 〇円	〇円 × 加算率 〇円 × 加算率	〇地域 〇円 〇地域 〇円 ：	(〇地域 〇円) (〇地域 〇円)	(〇地域 〇円) (〇地域 〇円)
+		+	+	+	(〇地域 〇円) × 〇/100	(〇地域 〇円) × 〇/100	(〇地域 〇円) × 〇/100

➡ (続き)

加算部分2	主任保育士専任加算 ⑰	基本額 (〇円 +) 処遇改善等加算（仮称） 〇円 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
	療育支援加算（仮称） ⑱	A 基本額 (〇円 +) 処遇改善等加算（仮称） 〇円 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B 基本額 (〇円 +) 処遇改善等加算（仮称） 〇円 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
	事務職員雇上費加算 ⑲	基本額 (〇円 +) 処遇改善等加算（仮称） 〇円 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
	冷暖房費加算（仮称） ⑳	1級地 〇円 4級地 〇円 2級地 〇円 その他地域 〇円 3級地 〇円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ㉑	〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉒	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	入所児童処遇特別加算 ㉓	400時間以上 800時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉔	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	小学校接続加算（仮称） ㉕	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算（仮称） ㉖	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算（仮称） ㉗	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(各項目の説明：保育所（保育認定（2号・3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒参考資料3 P 2 4 参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定（⇒参考資料3 P 3 6 参照）

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3 P 1 8 参照）

⑥基本分単価^(注)・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP 1 2 参照）

⑦処遇改善等加算（仮称）^(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒参考資料3 P 5 1 参照）

⑧所長設置加算^(*1)・・・専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 3 参照）

⑨3歳児配置改善加算（仮称）^{(注)(*1)}・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算（⇒参考資料3 P 4 3 参照）

⑩休日保育加算^(*1)・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒参考資料3 P 7 3 参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑪夜間保育加算^{(注)(*1)}・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算（⇒参考資料3 P 7 3 参照）

- ⑫減価償却費加算（仮称）・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算（⇒参考資料3 P 6 7 参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

- ⑬賃借料加算（仮称）・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算（⇒参考資料3 P 6 7 参照）

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

- ⑭分園の場合・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 7 6 参照）

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整

* 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
（その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定）

- ⑮常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 7 6 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

- ⑯定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)（⇒参考資料3 P 7 6 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

- ⑰主任保育士専任加算^(※1)・・・事業の取組状況^(※2)に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士及び子育て支援のための活動費を加算（⇒参考資料3 P 4 3、8 1 参照）

- ⑱療育支援加算（仮称）^(※1)・・・障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算（⇒参考資料3 P 6 1 参照）

※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算